

## 【ポスター発表】

## 台湾における新移民DV被害者へのソーシャルワーク実践の実態把握と分析

○ 同志社女子大学 宮本 義信 (1188)

キーワード：新移民 配偶者からの暴力 社会工作者

## 1. 研究目的

台湾では、婚姻数全体に占める「外籍配偶・大陸配偶」（外国・大陸出身配偶者）の比率が1割台で推移しており（1998年—2012年の平均値：10.2%）、東南アジアや中国からの新移民女性への対応が重大な福祉課題となっている。発表では、家庭内暴力の問題を中心に、外国・大陸出身DV被害者へのソーシャルワーク実践の実態把握と分析を行い、それを日本における社会福祉の国際的な問題への対応を考える上での改革・提言へと繋げたい。

## 2. 研究の視点および方法

台湾のDV被害者支援で特徴的なことは、積極的な民間団体への事業委託である。従って、公的機関及び民間団体により実践される一連の法的・制度的な対応及び民間の持つ柔軟性を活かした対応の実際にトータルな視点をあてることで、ソーシャルワーク実践の実態把握と分析が可能となる。具体的には、「台北市家庭暴力暨（及び）性侵害防治中心」、「財団法人勵馨社会福利事業基金会」を観測点として、公・私連携の実施体制を現地踏査し、それに基づきソーシャルワーク実践の実態把握と分析を行った。「勵馨」（1988年創設）は、性的搾取の被害者、未婚の妊婦・ワンペアレントなど危機状態の子どもと家族、外国・大陸出身配偶者を含むDV被害女性のエンパワーメントを目指す民間団体として、13県（市）の支援センターを活動拠点に、民間社会福祉のけん引者として先駆的役割を担っている。

## 3. 倫理的配慮

本発表は、日本社会福祉学会研究倫理指針に規定された指針内容を遵守して行われる。

## 4. 研究結果

### ①「台北市家庭暴力暨性侵害防治中心」のソーシャルワーク実践

本機関は「家庭暴力防治法」に基づき設置され、専任の有資格ソーシャルワーカー（「社会工作者」）が、直接目視や虐待認定、家族状況・パーソナリティのアセスメントを含め、司法・法律、保健・医療、心理・教育、労働等、各部局から派遣された専門援助職者と連携しながら、「家庭暴力被害者保護計画」を策定し、実施過程のモニタリングを行う。

「台北市家庭暴力暨性侵害防治中心」は、主に通告から緊急救援・保護に至る早期発見（危機介入）のプロセスを中心に、司法機関の関与を根拠として介入する。そして、同計画が策定されて以降の早期対応のプロセスは、民間団体などの外部機関に委託することに

よって、両者は相互補完的に機能している。

## ②「財団法人勵馨社会福利事業基金会」のソーシャルワーク実践

「勵馨」が担う役割・機能は、政策提言、ソーシャルアクションから施設ケア、心理的サポートまで種々のレベルで多様である。この特性を活かすため支援コーディネーター(ケースマネジャー)のシステムを導入し、「社会工作者」が、各種サービスを組織横断的に調整・誘導・開拓しながら、終結に至るまで以下のように段階的に継続して支援する。

①問題の発見と導入・初期(緊急)対応: 帰郷・家族再会援助、国際養子縁組など二か国以上にわたる連携活動、「国民身分証」の問題や退去・追放処分を避けるための対応等。

②施設保護と生活再建: 「未成年少女中途之家」、「受暴婦幼安置庇護所」、「安置及教養機構」、「未婚懷孕安置待産所」での施設ケア、心理カウンセリング、経済的支援(緊急生活補助、訴訟補助など)、医療ケア、就業相談、法律相談(離婚、親権、返済など)の実施等。

③家族・親子関係の再構成: 「児童及少年福利與權益保障法」に基づき、子ども、父母、監護者を対象に「児童及少年家庭処遇計画」を実施。同計画は、家族機能評価、ペアレントトレーニング、父母間の異文化衝突に伴う子どものアイデンティティの再構築、「目睹暴力児童服務」(DVを目撃した子どもへの心理カウンセリング)、精神治療、嗜癖治療、その他の家族機能障害の回復を目的とした福祉プログラムから構成される。

④就業準備と自立支援: 「準備性就業服務」と「支持性就業服務」の2段階から構成される経済的自立支援プログラムの実施等。

## 5. 考察

①新移民 DV 被害者支援という特化されたサービスを多機能的に展開する民間団体は日本では未開である。広域・大規模組織としての特性を活かすべく、外部機関(組織)に繋げた形の連携と併せて、一つの機関(組織)内の各セクションの相補性や互酬性を最大活用している。この方法は、ソーシャルワークの視点が漠然とした家族問題の全体よりも配偶者からの暴力という特定の問題に向けられるとき(選択的介入、焦点づけの機能)、支援は最も効果的に行われる(家族に連鎖的变化を引き起こす)、という考え方に拠っている。

②確かに、緊急救援・保護してからの早期対応の多くは民間団体によって提供されており、民間団体を中心として早期対応の機能は定着しているものと考えられる。しかし、こうした家庭内暴力への対応をめぐる課題の多くは、民間のみの対応では難しい、各種の支援施策との連続線上において、公的機関と協力しながら総合的に取り組むべき課題である。支援の適切な水準が担保されるよう、公・民全体で支援の実施体制を検討していく必要がある、行政による指導・監督・助言を行うための必要なノウハウ・専門性の蓄積が図れる仕組み等、行政であることの利点を最大限に活かした実施体制を再構築していく必要がある。